

## 登校の判断について

令和4年2月3日

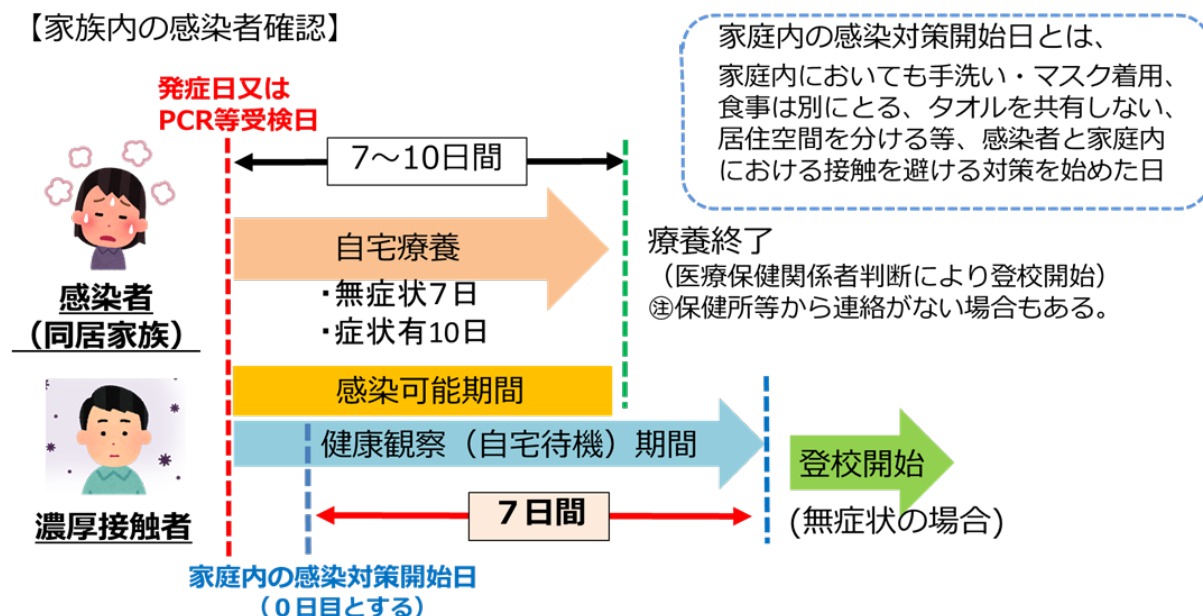
家族の感染やきょうだいの学級閉鎖など、子どもが登校してよいのかどうか判断に迷うことがあります。多くの場合は保健所が指示してくれますが、現在逼迫していることから具体的な指示がないことがあります。その場合は、ケースに応じて校長が判断することとなります。状況によっては、ご家庭で判断することもあると思いますので以下の例を参考にしてください。

### 〈家族が感染した〉

文部科学省の通知(R4年2月2日付)に基づき、本市では以下の方法によって登校を控える期間を決めます。

まず、自宅療養の感染者については、保健所の指示により、基本的には無症状の場合は7日間、症状があれば10日間かつ軽快してから72時間経過した期間、不要不急の外出を控えていただきます。

濃厚接触者となる同居家族については、「感染者が発症した日又は家庭内での感染対策を講じた日」の遅い方の翌日から7日間が、不要不急の外出を控え健康観察をする期間(登校を控える期間)となります。「家庭内での感染対策を講じた日」というのは、家庭内においてもマスクを着用する、食事は別にとる等、感染者と家庭内における接触を避ける対策を始めた日とします。ただし、医師や保健所から具体的な指示がある場合はそれに従います。家族の感染やきょうだいの学級閉鎖など、子どもが登校してよいのかどうか判断に迷うことがあります。多くの場合は保健所が指示してくれますが、現在逼迫していることから具体的な指示がないことがあります。その場合は、ケースに応じて校長が判断することとなります。状況によっては、ご家庭で判断することもあると思いますので以下の例を参考にしてください。



### 〈部活動、放課後保育クラブ、放課後子ども教室で感染者が確認された〉

同一学校内ですので、感染者との接触の程度により学級閉鎖等と同期間、登校を控えていただくこともあります。具体的な対応については学校や市教育委員会の指示に従ってください。これはオミクロン株が蔓延している現在の状況を踏まえた対応ですので、感染状況が落ち着いてきましたら緩和する予定です。

### 〈家族が濃厚接触者となった〉

家族が濃厚接触者となっても、その同居家族に行動制限はありません。しかし、もしかしたら感染しているかもしれないと考え、しばらくの間は他人に感染させないよう十分な感染対策をとることが必要です。

### 〈きょうだいの学級が閉鎖した〉

例えば兄の学級が閉鎖しても、兄自身が濃厚接触者となったわけではありません。ただし、学級閉鎖ですから期間中、兄は自宅待機となります。妹の行動制限はありませんので登校は可能です。

### 〈塾や習い事先で感染者が確認された〉

保健所から濃厚接触者との連絡があれば、感染者と最後に接触した翌日から7日間は登校を控えていただきます。また、保健所から濃厚接触者との連絡がない場合でも、感染者から連絡があり、**濃厚接触者に当てはまると判断した場合**は、感染者と最後に接触した翌日から7日間は登校を控えていただくことが望ましいです。

特に連絡がない場合はご家庭の判断となります。感染者数(クラスターかどうか)や感染者と思われる人との接触の程度などにより変わります。慎重を期すならば、最後に通った翌日から3日程度(オミクロン株の潜伏期間の中央値)は登校を控え健康観察をしていただいた方が良いでしょう。

### 〈友人から感染したと連絡があった〉

保健所の指示等により感染者本人から、濃厚接触者と思われる人に連絡が来ることがあります。**濃厚接触者に当てはまると判断した場合**は、感染者と最後に接触した翌日から7日間は登校を控え健康観察をしていただくことが望ましいです。その間、症状が出なければ登校可能となります。

#### 【家庭外での濃厚接触】

